

国の給付金受給状況変更届

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の給付月額を下記のとおり変更することを願います。  
 なお、確認書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号					学籍番号	提出日	西暦20	年	月	日
5	2	0				生年月日	西暦	年	月	日(満 歳)
大学 短期大学 学校					学部 課程	学科 (科) 研究科	年次	フリガナ 氏名 (自署)		

機構使用欄 (変更始期)	年			月	
	2	0			

■ その他国費(\*)による給付金報告

変更内容 (該当するいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェック)	<b>受給あり→受給なし【給付奨学金の増額】</b>	
	<input type="checkbox"/> 受給終了	最終受給年月日 2 0 年 月 日
	▶ 最終受給年月日から提出日まで3か月以内 → 最終受給年月日の属する月が変更始期 ▶ 最終受給年月日から提出日まで3か月を経過 → 提出日の属する月が変更始期	
	<b>受給なし→受給あり【給付奨学金の減額】</b>	
<input type="checkbox"/> 受給開始	受給開始年月日 2 0 年 月 日	
▶ 受給開始年月日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期 <b>支給月額が0円に変更されます。</b> ※在籍報告で受給状況の変更(なし→あり)を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。 ただし、振込超過が発生し、返戻が必要な場合は、本届に振込金受取書コピーを添付して提出してください。		

※「他の国費による給付金」とは、以下のものを指します。奨学生本人が以下の給付金を受けているか確認してください。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

■ 誤申請・誤報告による訂正依頼

※誤申請・誤報告による訂正の場合は、原則、提出日の属する月が変更始期(増額)となります。

- スカラネット(進学届含む)入力時に、誤って申請してしまった(他の国費による給付金は給付始期から受給していない)。
- 在籍報告入力時に、誤って報告してしまった(他の国費による給付金は受給していない)。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 京都工芸繊維大学  
 学生支援・社会連携課長

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	
075 - 724 - 7143	
( )	
学校番号	区分
106004	00

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。